



常陸太田市公告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年2月1日

常陸太田市長 宮田 達夫



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	整理番号	団地名	大字	森林面積	森林所有者数	筆数
1	R5 集 1~4	里美北部	徳田町	2.3507ha	4名	12筆

2 縦覧場所 常陸太田市農政部農政課  
常陸太田市ホームページ  
(<https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page009439.html>)

3 本公告により、常陸太田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上